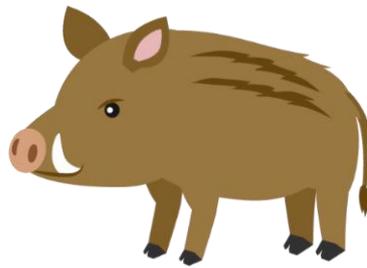


有害鳥獣捕獲はじめませんか

有害鳥獣による農林産物の被害が深刻化しています。佐伯市では猟友会を母体として、有害鳥獣捕獲班を編制し、被害軽減に力を入れています。しかし、高齢化により班員は減少し、有害鳥獣捕獲の担い手確保が急務となっています。



■有害鳥獣捕獲を行うためには…

田んぼや畑、植栽したスギなどに食害を及ぼす有害鳥獣ですが、捕獲を行うためには"**狩猟免許**"の取得が必要となります。(無免許による鳥獣捕獲は法律により禁止されています。)

※狩猟免許取得について各種補助があります。

■有害鳥獣捕獲報償金について…

有害鳥獣捕獲班に加入している方が有害鳥獣を捕獲した場合、佐伯市より、猟友会を通じて、捕獲報償金を支払い致します。

※狩猟免許試験のスケジュールや、実際に有害鳥獣捕獲班に加入するまでの具体的な流れ等を裏面に記載しております。是非ご確認ください。

問い合わせ先(ご不明な点等あれば、まずはご連絡下さい。)

- ・各種補助や捕獲報償金に関すること：佐伯市林業課林業振興係
連絡先：0972-22-4214
- ・狩猟免許に関すること：大分県南部振興局森林管理班
連絡先：0972-22-0393
- ・狩猟免許講習会や猟友会に関すること：佐伯市猟友会 事務局
連絡先：0972-46-1134

■有害鳥獣捕獲班に加入するまでの流れ

(7～9月)

狩猟免許試験申込

STEP
1

- ・大分県南部振興局 森林管理班にて申請
- ・免許の種類(網、ワナ、銃)
- ・申請手数料5200円→0円

初心者狩猟免許講習会(参加は任意)

狩猟免許試験にて問われる法令、猟具や鳥獣に関する知識等の講義、実技指導。10,000～15,000円の受講料がかかります。※免許取得捕獲班に参加した方に限り予算の範囲内において助成制度があります。

(8～10月)

狩猟免許取得

STEP
2

試験日程

- ・罾免許：8月上旬、9月上旬、10月上旬
- ・銃免許：8月上旬、10月上旬

※詳細は下記のURLをご参照ください。

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/16210/r7-syuryousikenn-nittei.html#pagetop>

猟友会へ加入 (加入は随時)

STEP
3

捕獲班への参加は、猟友会への事前加入が必須となります。※初期費用として、狩猟者登録料や狩猟税、捕獲に必要な道具の購入費、猟友会費が必要。(鳥獣の捕獲、狩猟を行うためには損害保険への加入義務がありますがこの加入費用も必要となります。)

STEP
4

猟友会の推薦をもらい有害鳥獣捕獲班へ加入

猟友会へ所属し、所属する支部からの推薦を受けて、有害鳥獣捕獲班員として活動して頂くこととなります。